

入札説明書

北九州市上下水道局公告第69号に係る入札公告(令和6年4月26日付)に基づく「日明浄化センター他32施設電力供給」の入札については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)及びその他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容に関する事項

- (1) 物品等の名称及び数量
日明浄化センター他32施設電力供給 一式
- (2) 履行の内容等
仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 日明浄化センター(北九州市小倉北区西港町96番地の3)他32施設
- (5) 入札形態 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける一般競争入札

2 契約に関する事務担当部局の名称及び所在地

北九州市上下水道局下水道部施設課

住所 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485 FAX 093-582-3114

電子メール sui-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

3 競争入札の参加資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年5月17日(金)までに、競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 当該入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできません。）

4 競争入札参加申出書等の提出と参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を所定の期限までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期日までに当該書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

ア 提出書類 競争入札参加申出書（以下「申出書」という。）1部

※入札保証金について実績免除を希望する場合は、入札実績調書(本市の入札に参加がある場合)又は契約実績調書(本市の入札に参加がない場合)も併せて送付のこと。(入札関連資料の「入札保証金及び契約保証金」参照)

イ 提出場所 北九州市上下水道局下水道部施設課

ウ 提出期限 令和6年5月17日（金）午後4時30分

エ 郵送での提出の場合は、封筒の表に「日明浄化センター他32施設電力供給 競争入札参加申出書」と朱書きし、書留により令和6年5月17日（金）午後5時までに必着のこと。

オ 申出書等入札関係資料の入手は、5（1）参照のこと。

カ 競争入札参加資格の確認通知は、令和6年5月24日（金）までに発送する。
※契約書（案）、参加資格の確認通知受理後に辞退する場合の入札辞退届、本件に係る質問の回答も併せて送付する。

キ カの確認通知で入札参加資格を認められなかった者は、北九州市上下水道局下水道部施設課に対してその理由の説明を求めることができる。理由の説明を求める場合は、令和6年5月31日（金）までに「競争入札参加資格説明要求書」を书面（持参または郵送）にて提出しなければならない。

※「競争入札参加資格説明要求書」の様式は任意とする。

ク キの回答は令和6年6月7日（金）までに书面を発送する。

5 入札関係資料に関する事項

- (1) 仕様書を含む入札関係資料については、公告日から令和6年6月13日(木)まで北九州市上下水道局ホームページ(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html)で無償交付する。
- ※入札(見積)書、入札(見積)単価及び各施設の予定使用量は指定様式とし、任意の様式は認めない。
 - ※入札価格の算定について、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。
 - ※入札(見積)書には日付欄は設けていない。
 - ※入札(見積)書に金額を記載する際は、入札(見積)書に添付する入札(見積)単価の入札価格税抜計、各施設の予定使用量の税抜計の合計と一致しているか確認すること。
 - ※入札(見積)書の金額の頭には「¥」マークを必ず記載すること。
- (2) 入札関係資料に関して質問がある場合は、電子メールにより提出すること。電子メール以外の電話等による質問は一切受け付けない。
- ア 提出場所 北九州市上下水道局下水道部施設課
※メールアドレス (sui-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp)
 - イ 提出期限 公告日から令和6年5月17日(金)午後5時まで
※期限日時以降の質問については受け付けない。
 - ウ 質問の回答 全社分の回答をとりまとめ令和6年5月24日(金)までに参加資格有無の通知と併せ発送する。ただし、質問がない場合は参加資格有無の通知のみ発送する。また、質問の回答に対する質問は受け付けない。

6 入札及び開札に関する事項

- (1) 開札日時 令和6年6月13日(木)午前10時00分
- (2) 開札場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室
- (3) 郵送にて入札(見積)書、入札(見積)単価及び各施設の予定使用量を提出する場合
- ア 郵送方法 書留郵便に限る。入札(見積)書の後ろに、入札(見積)単価及び各施設の予定使用量を重ね、左端を2箇所ホッチキス留めし、ページの間に割印。それから封入封緘後、封筒のフタを閉じた位置にも一箇所割印すること。
※袋綴じのうえ、袋とじ帯の表と裏に割印する方法でも可。
また、外封筒の表には「日明浄化センター他32施設電力供給

入札分提出書類在中」と朱書きすること。

※入札保証金について実績免除に該当せず、入札保証保険に加入する場合、「入札保証保険証券」も併せて送付すること。(入札関連資料の「入札保証金及び契約保証金について」参照。)

イ 提出場所 北九州市上下水道局下水道部施設課

住所 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

ウ 受領期限 令和6年6月12日(水)午後5時までに必着。

※受領期限日時までに入札(見積)書、入札(見積)単価及び各施設の予定使用量が到着しないときは、入札関連資料の「入札心得」8(2)により無効とする。

(4) 提出部数

ア 入札(見積)書、入札(見積)単価及び各施設の予定使用量 1部

(5) 入札は、代表者本人又は代理人(当日入札に参加する者)が行うものとする。

代理人が入札する場合は、指定の委任状を作成し、入札(見積)書、入札(見積)単価及び各施設の予定使用量は入札当日に提出するものとする。

※郵送による入札者は代表者本人によるものとする(入札心得参照)。

※令和2年11月1日より、押印義務付け廃止に伴い、委任状の様式が変更となっている。代表者が署名を行う場合、下段の代表者名欄の押印は不要となるが、上段の代理人使用印は入札(見積)書の代理人氏名欄に押印された印鑑と同一であるかの確認を行うため、押印が必要となる。

※代表者が署名を行う場合とは、代表者が自ら肩書と氏名を手書きすることを指す。

※住所、商号又は名称、代表者名を全てゴム印で処理する場合は、本市技術監理局契約制度課に届けている印鑑の押印が必要。

※上記の処理を誤ると入札関連資料の「入札心得」の9入札に参加できない場合の(2)に該当するため、取り扱いに注意すること。

(6) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札保証金

入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。)において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

※詳細は、入札関連資料の「入札保証金及び契約保証金について」参照のこと。

(8) 入札及び落札者の決定、再度入札等に関しては、入札関連資料の「入札心得」参照。

7 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除とする。

※詳細は、入札関連資料の「入札保証金及び契約保証金について」参照のこと。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、北九州市上下水道局（以下、「発注者」という。）及び契約の相手方（以下、「受注者」という。）が各1通を保有するものとし、まず受注者が契約書に記名押印を行い、当該契約書の提出又は送付を受けて北九州市上下水道局長がこれに記名押印した後、受注者に当該契約書1通を送付する。

イ 北九州市上下水道局長、受注者の双方が契約書に記名押印しなければ、この契約は確定しないものとする。

ウ 契約書の作成に関する費用は、全て落札者の負担とする。

8 その他の事項

(1) 本入札にあたっては質問期間を設けており、入札した者は、入札後において入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 入札関係資料を入手した者は、これを当該入札目的以外の目的で使用してはならない。

(3) 落札決定後、契約締結までに落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当する場合は、契約の締結は行わないものとする。